

第3回 経営協議会記録

日 時 平成18年1月24日（火）10:00～12:30

場 所 柏原キャンパス事務局棟 小会議室

出席者 稲垣学長，高倉，高橋，辻井，馬越，長尾，栗林，椎，福岡，渡部
以上各委員

陪席者 下谷監事，西監事

冒頭，第2回経営協議会記録（案）の確認が行われ，原案どおり決定した。

議題及び決定事項

（1）中期計画の修正について

稲垣学長から，資料に基づき説明が行われ，総人件費改革に伴う本学の中期目標・中期計画の修正が了承された。

なお，想定される修正文案，主な審議状況は次のとおりである。

【想定される修正文案】

○中期目標

「総人件費改革の政府実行計画を踏まえ，人件費の抑制に取り組む。」

○中期計画

「総人件費改革の政府実行計画を踏まえ，中期計画期間終了時まで，概ね4%の人件費の抑制を図る。」

<主な審議状況>

- ・給与体系の融通性をどの程度認めているのかとの質疑に対して，給与構造改革には，基本給水準の引き下げを基本とし，号俸の細分化，昇給は年1回限りとしランク付けをすること，各地域の物価に応じた地域手当を設けていること等が含まれているとの答弁が行われた。
- ・基本給だけに絞るのでなく，トータルでの人件費削減方策を検討する必要があるとの意見に対して，国家公務員の給与構造改革は，個人評価と密接に結びつけて考えていく必要があると認識しており，今後も検討の余地があるとの答弁が行われた。
- ・柏原市と天王寺の地域手当に格差があること自体理解し難いにもかかわらず，平成18年4月から更に差が開く理由を説明していただきたいとの質疑に対して，人事院により，地場賃金反映として勤務先の地域住民と公務員の給与格差を是正するよう措置が行われた。今後に向けては，ラスパイレス指数や教員と事務系職員の給与格差などの課題を検討の上，本学独自の給与体系を構築していきたいとの答弁が行われた。

- ・評価制度に基づく本学の給与制度の方向性を次回の経営協議会に示していただきたいとの意見があった。
- ・従来から、評価は教育界にはなじまないという雰囲気があった。このような状況をいかにして脱していくかを教員同士で検討する場が必要である。外部評価も一つの方向であるが、教員が評価を自分自身の問題としてどのように捉えていくかが重要である。また、小手先の給与体系構造を変えるだけでなく、能力のある教員を応援していく体制を構築しない限り、教育の現場は変わらない。については、教員間で共通理解を持てるよう、このことを学内会議で検討し、検討結果を是非、示していただきたいとの意見があった。

(2) 平成18年度予算編成方針について

渡部管理部長から、資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。
なお、主な審議状況は次のとおりである。

<主な審議状況>

- ・科学研究費申請に関する全学的な取組は、どの程度進んでいるのかとの質疑に対して、科研費が採択された教員に対する予算の追加配分、ならびに学長から全教員に申請を促すメッセージの送付などの取組を行っている。その結果、昨年度は申請率が増加し、教育系大学では申請率第一位にランクされた。今年度も同様の取組を実施し、申請数は減少したが、採択件数は増加している。今後については、本学の採択率改善の余地はまだ十分にあると認識しており、改めて検討が必要であるとの答弁が行われた。
- ・本学として、民間企業と同等レベルの外部資金獲得は困難であるが、増収を図れるよう創意工夫するべきであるとの意見があった。

報告事項

(1) 平成17年度補正予算について

渡部管理部長から、資料に基づき報告が行われた。
なお、主な報告概要、審議状況は次のとおりである。

【主な説明概要】

[補正理由]

- ①平成16年度決算剰余金（当期総利益）の額が、確定したため
- ②平成17年度補正予定額（アスベスト対策関連）の内示があったため

[予算額増減の主要因]

(収入予算)

- ①前年度繰越金：平成16年度決算剰余金（当期総利益）に伴う増額
- ②施設費交付事業費：平成17年度補正予定額（アスベスト対策関連）に伴う増額

(支出予算)

人件費：新規採用者、休職者等の経費や附属学校教員の人事交流に係る経費が、当初見込みより下回ったこと等による減額

運営費：学長裁量経費について、アスベスト対策等緊急経費として、人件費修正分及び収入予算の前年繰越金の差額分を加え増額施設費交付事業費：収入予算と同額計上

<主な審議状況>

- ・今後も引き続き、非常勤講師の給与が削減される予算になっていくのかとの質疑に対して、非常勤講師の経費について、平成16年度から3年間で平成15年度実績の半減を目標としている。最終目標の平成18年度に向けて、計画どおり進んでいるとの答弁が行われた。

(2) 平成16年度剰余金の取扱いについて

渡部管理部長から、資料に基づき次のとおり報告が行われた。

- ・平成16年度決算剰余金の翌事業年度への繰り越しについて、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第3項に基づく大臣承認を受けたことにより、当該剰余金を目的積立金として整理し、目的に即して取り崩しを行い平成17年度から使用することとする。
なお、取扱いについては次のとおりである。

1. 目的積立金額
225,353,175円
2. 使途目的（中期計画に記載された剰余金の使途）
教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる

(3) 平成18年度概算要求内示について

渡部管理部長から、資料に基づき報告が行われた。

なお、主な報告概要、審議状況は次のとおり

【主な報告概要】

特別教育研究経費

1. 教育改革
学校安全教育プログラムの開発事業
2. 特別支援事業
コンピュータ支援語学学習システム

内示額計 197,617千円

<主な審議状況>

- ・本学から、附属学校園の施設整備費に関する予算を要求しているのかとの質疑に対して、要求しているが、全国の附属学校園には老朽化が進んでいる大学が多くあるため、本学への整備の内示はなかった。ただし、現在、補正予算で若干の耐震補強の追加申請を提出しているところであるとの答弁があった。

- (4) 平成18年度経費削減事項(予定)について
福岡理事から、資料に基づき報告が行われた。
なお、主な審議状況は次のとおりである。

<主な審議状況>

- ・大学は、学問をする環境を提供していく役割を担っている。その意味で、附属図書館の開館日については、光熱水料節減という経営面と利用者へのサービスの両側面を十分考慮の上、判断する必要があるとの意見があった。
- ・受益者負担の考え方により、これまで無料であったものを有料化していく工夫を一方で行っているのかとの質疑に対して、収入について法規制の問題があるため、実施が困難な状況であるが、今後、大学独自の収入について可能性を模索していきたい。

また、稲垣学長から報告事項(4)その他として次の事項について報告が行われた。

- ・長期借入金の対象範囲拡大について
- ・国立大学法人会計基準の改正について
- ・大学の自主的判断による学生寄宿舍の寄宿料設定について
- ・平成18年税制改正要望の結果

以 上